

議事は、以下の第1号議案～第6号議案については、各担当理事から説明がありすべて原案どおり承認可決された。

議 事

- 第1号議案 令和4年度沖繩県医師会一般会計収支決算の件
- 第2号議案 令和4年度沖繩県医師会医事紛争処理特別会計収支決算の件
- 第3号議案 令和4年度沖繩県医師会会館建設特別会計収支決算の件
- 第4号議案 令和4年度おきなわ津梁ネットワーク事業特別会計収支決算の件
- 第5号議案 令和4年度地域医療介護総合確保基金事業特別会計収支決算の件
- 第6号議案 令和5年度沖繩県医師会一般会計収支予算補正の件

続いて、令和4年度もコロナの影響で各種事業が遂行でその他事項で中部地区医師会今井千春代議員より予め提出された「沖繩県医師会主催の会議における参加形式について」、コロナ禍では現地・WEBのハイブリッド開催やWEB開催が実施されてきたが、今後も続けて

ほしい旨要望があった。この質問に対し比嘉理事は、新型コロナが5類へ移行後も沖繩県医師会主催の会議や研修会等は、代議員会や医事紛争処理委員会等、現地参加が求められる会議を除き、基本的に現地とWEBのハイブリッド開催を行っていきたい旨回答があった。また、情報発信の利便性を高めるため、沖繩県医師会のホームページをリニューアルしたことや沖繩県医師会公式 SNS の立ち上げに向けて検討を行っている旨情報提供を行った。

また、徳永理事より「医事紛争を起こさないための心がまえ」として、診療録には診療の事実と経過、記録日時、記録者を正確に記録する必要があるとともに、事実と異なる所見の記録や記録の改ざんや削除することは慎むべきである旨啓発を行った。さらに患者等から損害賠償請求があった場合には、安易に回答することなく、所属地区医師会または沖繩県医師会に連絡をいただきたいと協力を求めた。なお、この内容については別途、会員の先生方へ周知文書を送付している。

※次ページの関連資料（貸借対照表等）を別紙のとおり添付いたします。

お 知 ら せ

暴力団追放に関する相談窓口

暴力団に関するすべての相談については、警察ではもちろんのこと、当県民会議でも応じており、専門的知識や経験を豊富に有する暴力追放相談委員が対応方針についてアドバイスしています。

暴力団の事でお困りの方は一人で悩まず警察や当県民会議にご相談下さい。

●暴力団に関する困り事・相談は下記のところへ

受付 月曜日～金曜日（ただし、祝祭日は除きます） 午前10時00分～午後5時00分

TEL (098) 868-0893 なくそうヤクザ 862-0007 スリーオーセブン FAX (098) 869-8930 (24時間対応可)

電話による相談で不十分な場合は、面接によるアドバイスを行います。

「暴力団から不当な要求を受けてお困りの方は……悩まずに今すぐご相談を（相談無料・秘密厳守!）」

財団法人 暴力団追放沖繩県民会議